

第 4 章	社会(公民)	名前:		日 付	No.02
	基本的人権				

[問題 1]

次の文の①～③に適語を入れよ。

- ・何人も、いかなる(①)的拘束も受けない。又、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する(②)に服させられない。(憲法 18 条)
- ・何人も、(③)の定める手続きによらなければ、その生命もしくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。(憲法 31 条)

[解答欄]

①		②		③	
---	--	---	--	---	--

[問題 2]

次の文の①～③に適語を入れよ。

- ・(①), 結社及び言論、出版その他一切の(②)の自由は、これを保障する。(憲法 21 条)
- ・思想及び(③)の自由は、これを侵してはならない。(憲法 19 条)

[解答欄]

①		②		③	
---	--	---	--	---	--

[問題 3]

次の文の空欄にあてはまる語句を下の[]から 1 つずつ選べ。

一人の人間に権力が集中する(①)政権や軍事政権の国では、思想や意見を弾圧し、(②)を制限しているところもある。政府への批判をしたために逮捕され、処罰される例もある。民主化運動の弾圧もその例である。

大日本帝国憲法のもとでもそういったことがあったため、日本国憲法では警察の違法捜査や誤った裁判から身を守るために(③)の自由を保障している。また、政府への批判も自由にできるように(④)の自由を保障しており、主権者である(⑤)の意見が政治に反映されるための不可欠な権利となっている。

[絶対 自由 経済 独裁 身体 表現 信教 心境 国民 個人 天皇 人権]

[解答欄]

①		②		③		④	
⑤							

[問題 4]

右の絵は何を風刺しているか。

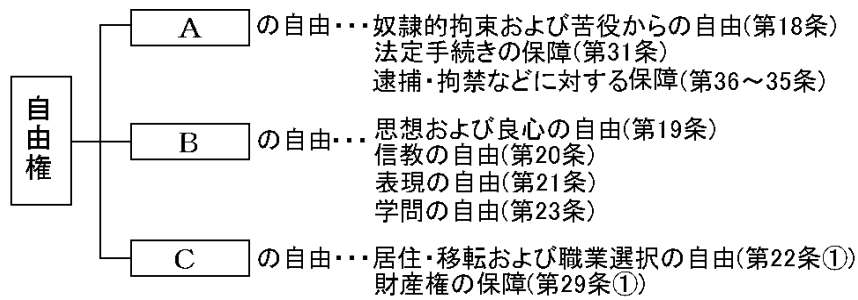
[解答欄]

--



[問題 5]

次の図を見て、各問いに答えなさい。



- (1) 図の A～C にあてはまる語句を答えなさい。
 (2) 次の内容は、A, B, C のどれにあたるか。記号で答えなさい。

- ア 会社をおこし経営する。
 イ 拷問や自白を強要されない。
 ウ 親といえども勝手に封書を開けられない。
 エ 自分の貯金は他人が勝手におろせない。
 オ 勝手に住居を搜索されない。

[解答欄]

(1)A		B		C		(2)ア	
イ		ウ		エ		オ	

[問題 6]

次の自由権の内容は、身体の自由、精神の自由、経済活動の自由のうちのどれにあてはまるか。

「身体」「精神」「経済」という語句で答えよ。

- (1) 自分の考えをまとめて本を発行すること
 (2) 自分の好きな職業につくこと
 (3) 新潟から東京に移り住むこと
 (4) 理由なく逮捕されないこと
 (5) 好きな学問に熱中すること
 (6) 自分の預金は他人が勝手におろせないこと
 (7) 会社をおこして経営すること
 (8) 拷問や自白を強要されないこと
 (9) 自分たちの考えを訴えるためデモをすること
 (10) 自分の好きな宗教を信仰すること
 (11) 勝手に住居を搜索されないこと

[解答欄]

(1)		(2)		(3)		(4)	
(5)		(6)		(7)		(8)	
(9)		(10)		(11)			